

第 17 回 岩手県環境審議会水質部会 会議録 [要旨]

1 開催日時
平成 24 年 9 月 24 日 (月) 15:00 ~16:15

2 開催場所
ホテルルイズ 2階 竹の間

3 出席者

【委員 (敬称略、50 音順)】

生 田 弘 子
伊 藤 歩
佐 藤 きよ子
杉 本 功 陽
千 葉 啓 子 (部会長)
野 澤 日出夫
森 吉 尚 (代理: 原田 吉信)
丸 山 恵 史 (代理: 西岡 睦夫)

【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

総括課長	玉 懸 博 文
環境調整担当課長	佐 々 木 隆
特命課長 (環境保全技術)	田 村 輝 彦
主 査	阿 部 規 子
主 任	池 田 享 司
技 師	松 本 泰 斗

【その他の出席者 (オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課 技師 浅 沼 文 彦

4 議 事

(1) 諮問事項

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」の一部改正について…
(資料 1 により事務局から説明)

千葉部会長： ただ今事務局からご説明があったことにつきまして、委員の皆様から質疑、あるいはご意見いただきたいと思えます。

生田委員： 新たに健康有害物質の基準の項目が加えられました 1, 4-ジオキサンですが、これはどういった物質なのでしょう。それから、健康有害物質排水の汚染状態による排水基準が、1, 4-ジオキサン 1 リットルにつき 0.5 ミリグラム、地下水の基準値が 1 リットルにつき 0.005 ミリグラムとなっておりますが、これらの数値はこれでよろしいのでしょうか。

それからもう一点、地下水のカドミウムについてですが、1 リットルにつ

き、改正後が0.003ミリグラムで、改正前は0.01ミリグラムということで、このようにかんがりの差があるのですが、どうしてでしょうか。

千葉部会長： 改正の根拠ということでもよろしいでしょうか。

生田委員： はい、そうです。

千葉部会長： ご説明頂けますでしょうか。この表の中には細かい値があり、専門家でないといつ一つの値のもつ意味が難しいと思うのですが。

事務局： ご説明致します。1,4-ジオキサンについては、薬品などを作る過程で溶剤として使う物質で、日常的には、シャンプー等にも一部含まれているといわれております。性質は化学的に非常に安定で、自然界では、太陽の光に直接当たらない限りはなかなか分解しないと言われております。平成15年に水道の基準に追加されて、環境の基準に追加されたのが平成21年度です。今回は、環境の基準の他に排水の基準にも追加しようということですが、排水の基準というのは0.5、地下水の基準は0.05と一桁違うのですが、地下水の基準は川などの基準と同じで直接人が飲んだりする機会も高いので、厳しい数字となっています。工場から出る時には、環境中に10倍程度に希釈されるということを目指して設定されておりますので、0.5と0.005という違いになっております。

それから、カドミウムについては、有害性の管理をきちんとすべきだという議論がなされて、基準が厳しくされたと聞いております。

生田委員： わかりました。

丸山委員： ジクロロエチレンは0.2が1に、0.02が0.1になっていようなのですが、これは何かあるのでしょうか。

事務局： そちらについてですが、WHOの飲料水水質ガイドライン等において、毒性評価値の不確性を多く組み込んだ評価値から出していたようなのですが、実際に高い評価値に変更されたことを踏まえて国も基準値を変えたようです。

丸山委員： 今回亜鉛とカドミウムの基準値が厳しくなったのですが、運用するにあたって、今まで以上に処理にお金がかかるということはありますか。それともあまり変わらないのですか。

事務局： 亜鉛につきましては、実際の改正自体は結構前だったのですが、昨年度の改正の段階で、対象事業者が少なくなり、絞られてきて、実態を把握したような基準になってきており、現実問題として、今これらに該当するようなところは非常に少ないということなので、事業者様に大きな負担をかけるということにはなりません。

千葉部会長： いかがでしょうか。

生田委員： 新たに罰則というものが設けられているようですが、どのような罰則なのでしょう。

事務局： 現実には課金ということになります。罰金刑ということで、これから公安委員会等にお伺いさせて頂くことにはなるのですが、罰金刑というものが追加になっています。こちらの規定に及して記録をしなかったり、虚偽の記録をしたり、記録を保存しなかった者に対して罰金刑をかすということを考えております。

伊藤委員： 構造基準のことなのですが、これは自治体で構造についてチェックはされるのでしょうか。それとも、届出だけで済まされるのでしょうか。

事務局： 基本的には、水質汚濁防止法もこういったかたちで動いていますので、そちらにつきましても実際詳しい申請を出して頂いたうえで、有害物質ですと、大抵立ち入りをし、排水のチェックをさせて頂いております。色々な機会をとらえて実際の届出内容と施設の状況があっているかということを通宜確認させて頂くということになっております。

伊藤委員： わかりました。

佐藤委員： 新たに加わった 1,4-ジオキサンですが、水にも溶剤にも溶けてなかなか分解しないと聞いていたのですが、本県だけではないと思いますが、改正後の基準値に入るように処理は確実にできるのでしょうか。

事務局： 排水処理につきましては非常に難しい物質ですので、除去がうまくできればいいのですが、できなければ違った溶剤を検討して頂く等の対応にはなってくると思います。現在、活性炭処理である程度落ちるといわれているが、研究中とのこと。知見を集積して、そういった施設がでてきたときに対応できればと思っています。

森 委 員 : 基本的なことをお聞きしますが、国の法で大気汚染防止法ならびに水質汚濁防止法で改正したので、条例を改正しないといけないという話がありますが、その条例というのは、水質汚濁防止法にしても大気汚染防止法にしても、法律上でも規制されていますが、条例で規制するというのは、岩手県においては、湿式集塵施設又は排ガス洗浄施設にかなう条例として改正しないといけないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

事 務 局 : そちらの物質で健康有害物質を使用する施設がある場合には改正しないといけません。

森 委 員 : 本来の水質汚濁防止法の規制に基づく対象にもなるのですか。

事 務 局 : いえ、水質汚濁防止法でかからないものを対象としています。

森 委 員 : かからないものというのは、何ををもってかからないとするのですか。

事 務 局 : 水質汚濁防止法は、基本的には、排ガス洗浄施設等につきまして業種指定がかかっています。それらの業種に該当しないものについて条例で規制。

森 委 員 : 県の条例の方が幅広い業種に対して規制がかかっているということですか。

事 務 局 : そうです。横出しというようなかたちになります。

森 委 員 : 水質汚濁防止法等の法で規制されているので、条例を直すということは条例でもっと範囲を限定する、範囲を広げるというような行為がなされなければならないと思ったのですが、あるいは県における湿式集塵施設又は排ガス洗浄施設という条例にかかわるから、ここにも影響するから直すということですか。湿式集塵施設又は排ガス洗浄施設というのは、法律よりは結構間口が広いわけですか？

事 務 局 : 法律よりも広くしているというものになります。

森 委 員 : ありがとうございました。

千葉部会長 : いかがでしょうか。他にご意見ありますでしょうか。

各 会 員 : 異議なし。

千葉部会長： これに関しましては、このあとパブリックコメントをして頂いて、意見が集約された段階でお集まり頂いて、10月にでも改めて審議するということがよろしいでしょうか。では、次回の水質部会で継続して審議することと致します。

(2) 報告事項

東日本大震災津波に係る対応について

(資料2により事務局から説明)

千葉部会長： 只今、事務局からご説明がありましたが、質疑・意見等ある方はいらっしゃいますか。

丸山委員： 資料No.2の7番目の資料はセシウム134、セシウム137いずれも不検出となっているのですが、8番以降、底質で18~770ベクレルとありますが、これは基本的にはセシウム137ということよろしいでしょうか。

事務局： 全地点不検出と書いている8番以降のものについては、いずれもセシウム134と137の合算値です。測定する核種分析というのは、ゲルマニウム半導体検出器というもので行うのですが、これは、放射性物質が入っていれば、ヨウ素であろうが全て出てくるものなので、人工の放射性物質が出てこなかったということです。

丸山委員： セシウム134は、2年くらいで半減期をむかえるので、まだ1年半ほどしかたっていませんが、いずれ来年あたりはセシウム137に限定されるのですか。

事務局： ゲルマニウム半導体検出器だと、両方出てきますが、検出されるとしてもセシウム137が割合として多く出てくると思います。

丸山委員： 5ページのモニタリングの2-(2)イとウについてですが、昨年に対して放射線セシウムは、底質や土壌でおちているのですが、これは上流から下流の方に土がおちていっているということですか。

事務局： 考え方としては、ウェザーリング効果といいまして、雨で流れていくというようなこともあると思います。先程、セシウム134の半減期が2年で、事故が起こった当初は、1対1だったのですが、その比率がセシウム134はどんどんなくなっていくので、放射性物質として検出されるのは減少する効果があると思います。

丸山委員： 宮城県環境委員会で聞くと、阿武隈間もそうですが、宮城県の先生方は、何年後かには上流から宮城湾に攻めてくるのではないかと考えている方もいらっしゃるので、そのことを考えると、海の土壌も計測されていますが、将来的には、気仙川の下が高くでているので、時期をずらして、もう一度海底の土を調べたほうが漁民の皆様は安心すると思うので、ご検討頂ければいいと思います。

事務局： 資料2の一覧表の中に今年度海域が入っていないのですが、環境省の方で昨年何地点かで計測していきまして、今年度も計測するという事になっております。こちらではそれを参考にさせて頂きまして、抜けているところがあれば、保管をすることはありますが、今のところ昨年環境省の方でいただいた網羅的にされているということで今年度も同様です。

丸山委員： この結果では気仙川が高く出ているようなので、気仙川の下流辺りを調査して頂ければ、漁民の皆様が安心すると思うので何かされた方がいいと思います。

野澤委員： 関連ですが、これから長期間にわたって広範囲から河川に流れ込んでくることは間違いないと思うので、土壌が堆積する箇所を一番マークしなければならないので、ダムや貯水池や河口付近等をおさえておかなければならないと思います。

丸山委員： 測定結果も地点によって時点別に並べて分析したら先生方も分析しやすくなると思うので、次の機会に出して頂けたら考える材料になると思います。

千葉部会長： 水質と底質土壌の関係というのは、去年と今年と来年で少しずつ動態に変化が出てくると思います。そして、最終的にどの辺りのところが一番問題で残っているのか関心が高いところだと思うので、ちょうどそのころが漁業や色々なものが復興してきて、活動する時期にあたってくるので、その時点で何が一番考えなければならないのかということをお先生方にもご意見頂くこともでてくると思うのでそのあたりを事務局の方でおつめ頂けたらと思います。

事務局： 河川については、先程示しました通り、38地点で広く分布を把握しましたし、そういった中で高めなところを目配りしながら継続的に調査したいと思っております。

杉本委員： 資料2-9のページに海水浴場の水質調査結果の一番下に米印が付いているのですが、水質の目安が50ベクレルから10ベクレルに変更になったと記載がありますが、水浴場の放射性物質に関する指針で、5分の1になったという根拠は食品等と同じような考えなのでしょうか。

事務局： おそらくそうだと思います。昨年まで50だったものが今年10という数字が飲料水の基準と同じですので、線量に対する評価が出揃ったということで整合を図ったものだと思っております。

杉本委員： 食品もですが、高ければ安全ではない、低ければ安全だという色々な議論が前からあるのですが、ヨーロッパや米国では1000から1200ぐらい、日本は500で安全だったとのことであったが、より安全ということで100と厚労省の改正があって、海水浴場も同じ考えというのはどのように理解をすればよろしいのですか。

事務局： 飲んでも大丈夫ということで下げたのであって、低ければ低いほうが良いというのではなく、水質、食品の基準これらが一つの目安になったものだと認識しております。

杉本委員： 水産業界関係では、マダラで宮城県海域と岩手県の一部を含む海域での出荷制限があり、我々も非常に心配しますし、消費者の皆様も心配されると思います。データにばらつきがあるのですが、データが独り歩きをするのが一番混乱します。海水浴場も含め、基準値10のものが12ぐらい出るとどうなるのですか。

事務局： 測定結果の評価の各ばらつきですが、不検出の時には定量下限値というのが示されているのでだいたいどのくらいの精度でやるのかというのは、たぶんわかって頂けると思います。それでばらつきというのもだいたいわかると思うのですが、例えば先程の土であれば0.6ベクレル、水だと1ベクレル、これは測定する時の容器と測定の時間で測定精度というのが変わってくるのですが、水のようにたくさん採れるようなものであれば2リットルで測りますが、測定時間を長くすれば長くするほど精度が上がって定量下限値も下がりますし、その結果、例えば10に対して12というステップではなく、10.いくらという刻みで結果が出てくるのだと思います。例えば、食べものの場合だと、マツタケや実を2キロも採って検査をするかということとそういうことはできなくて、100ミリリットル程度の容器で測ることになります。それを精度良く測る為には長い時間をかけなければならないが、たくさん検体を測る為にはそういうわけにもいかず、ある程度の時間で測らなければならないので、そうすると検出下限値というのが下がってくるので、10に対して10や20のオーダーしかわからないという話が出てくることになると思います。

そういう意味で 10 ベクレルというのは食品等の食品衛生法に基づく規制基準値が変わりましたので、それに合わせたものだと思います。

千葉部会長： いかがでしょうか。

回遊魚だと回遊している間に値も変わりますし、体が大きくなってくるとそれだけ変わってくるので、基準値というのも自分のところで採るときにどのくらいになっているのか値が違っているものだと思います。

杉本委員： 水産物というのは、海に生息していれば全て同じと思われたら困るのですが、たこやいかなどの軟体動物、貝類、海藻は不検出です。魚類の一部で検出されています。それらを含めて正しい情報収集を皆さんに提供を頂くようお願いしております。私どもでは出荷直前から数地点で毎週測定してデータを公表しております。水産庁の他に業界でも自主的に検査して、心配されるものは出せないですし、買って頂けませんので、きちんと検査をして出しております。ご参考までに。

千葉部会長： 県のリスキミもありますので、消費者の方もよく聞いて頂いたり、安全確認をして頂き、業界に影響が起きないようにしていきたいと思います。

千葉部会長： 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員： 意見なし。

千葉部会長： この議事に関してはこれで終了します。その他何か委員の先生方からございますでしょうか。この資料は結構複雑なので持ち帰りなり、また何かあるようなときは、10月にでも話をしたいと思います。それでは事務局から何かありましたらお願いします。

事務局： 次回の水質部会ですが、10月下旬から11月上旬にかけていずれか、再度委員の方々には日程の調整をさせて頂きたいと考えておりますので、お手数をおかけしますが、宜しくお願い致します。

千葉部会長： それでは、本日の審議は以上を持ちまして終了させて頂きます。ご協力ありがとうございました。

事務局： それでは、以上を持ちまして本日の水質部会を終了致します。誠にありがとうございました。